

羽村市立中学校における部活動の方針

羽 村 市 教 育 委 員 会

2021年（令和3年）1月

1 方針策定の趣旨

中学校における部活動は、部活動顧問をはじめとした関係者の指導の下、スポーツや文化、科学等に興味・関心のある生徒の自主的・自発的な参加により、学校教育の一環として行われており、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するなど教育的意義がある。

また、生徒同士や生徒と教員等とのコミュニケーションを通じた人間関係の構築や生徒自身が部活動を通して自己肯定感や責任感を高めたりするなど、生徒の人格形成や健全育成に大きな役割を果たしてきた。

しかし、少子化の進展や教員の長時間勤務をはじめ、生徒の多様化するニーズや、教員が生徒の望む専門的指導を行えないなど、様々な課題があり、部活動の在り方について、多様な観点からの見直しが求められている。こうしたことから、部活動の実施にあたっては、生徒の自主的・自発的な参加となるよう生徒が参加しやすい実施形態等を工夫するとともに、より合理的でかつ効率的・効果的な活動に改善したり、休養日や活動時間を適切に設定したりするなどして、生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に配慮する必要がある。

羽村市においても、これからの部活動に関する様々な課題に直面する中で、今後も子どもたちが生涯にわたり、豊かな人間関係の構築や生涯学習の基礎づくりを実現する基盤として、部活動を持続可能なものとしていくため、スポーツ庁及び文化庁が策定したガイドラインに則り、東京都教育委員会が令和元年7月に策定した「部活動に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、「羽村市立中学校における部活動の方針」を策定する。

2 現状と課題

羽村市立中学校における部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツや文化、科学等に興味と関心を持つ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録等に挑戦する中で、スポーツや文化等の楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらしている。

そのため、これまでに羽村市においては、音楽のあるまちづくりを推進した取組みとして、吹奏楽部の支援や、地域人材等を活用した部活動外部指導員の配置など、部活動の推進に向けて、積極的に取り組んできた。

また、部活動の推進にあたっては、平成9年に羽村市立中学校部活動外部指導員設置要綱を制定し、地域人材を活用した取組みを進めるなど、地域と学校がともに連携・協働した地域に開かれた学校づくりにも寄与してきている。

その一方で、教職員が部活動の指導に要する時間が長時間になることにより、自身の教材研究や校務文書の処理などを、部活動指導後に行う必要があり、個人差はあるものの、長時間労働への要因ともなっている。

さらに、生徒のニーズが多様化する中では、担当部活動の競技の経験がない教員がいる状況もあり、それを指導する指導体制の見直しが必要となっている。

3 今後の部活動の目指す方向性

羽村市教育委員会の部活動の方針を実行性あるものとし、学校における教員の負担軽減を図りながら、部活動のより一層の充実を推進するため、羽村市の現状を考慮しながら、東京都教育委員会の「部活動に関する総合的なガイドライン」に掲げる、“今後の部活動の目指す方向性”を重視していく。

また、教育委員会と学校が連携のうえ、持続可能な部活動の在り方について継続的に検討し、改善を図っていく。

【主な方向性】

- ① **生徒の自主的・自発的な参加**により行われる部活動において、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら、生徒の主体的・対話的で深い学びを実現していくこと。例えば、活動計画を生徒が、顧問の指導の下、主体的に作成して活動を実施していくなどが考えられる。
- ② 技能や記録の向上等、生徒がそれぞれの目標を達成できるよう、科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られるような**より合理的でかつ効率的・効果的な活動**を行うこと。
- ③ 成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、**休養日や活動時間を適切に設定**すること。
- ④ 指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、専門的な技術指導に加えて大会引率等ができる**部活動指導員を積極的に任用するなどして、指導体制を整備**すること。

4 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

また、部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により、広く市民等へ公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動外部指導員や部活動指導員（以下「外部人材」という。）の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、外部人材の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、外部人材を適正に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保

や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）に関する規定を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、外部人材の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 教育委員会は、部活動の指導者（顧問及び外部人材等）を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上、並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組みを行う。

カ 教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

5 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み

（1）適切な指導の実施

ア 校長及び部活動の指導者（顧問及び外部人材等）は、部活動の実施に当たり、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

また、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益社団法人日本スポーツ協会平成 25 年 4 月改訂）等を参考に適切に対応する。

教育委員会は、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 部活動の指導者（顧問及び外部人材等）は、スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取ること、また、過度の練習が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことや、心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動への参加の機会を奪うことなどを正しく理解する必要がある。部活動を通して、生徒の体力及び芸術文化等能力の向上や、生涯を通じて、スポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトする（燃え尽きる）ことなく、技能や記録の向上、大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた科学的又は合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の活用

- ア 部活動の指導者（顧問及び外部人材等）は、部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、関係団体が作成した指導手引を活用して、上記5（1）に基づく適切な指導を行う。

6 適切な休養日等の設定

(1) 適切な休養日等の設定

- ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動や部活動だけでなく、学校外の活動、食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

【休養日】

- ① 学期中は、原則として週当たり2日以上休養日を設ける。
(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)
- ② 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【活動時間】

1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む。）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- イ 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たり、上記の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなどその運用を徹底する。

- ウ 休養日及び活動時間等の設定については、各校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体、市立学校共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも検討する。

おわりに

本方針は、羽村市立中学校における部活動の在り方を示し、教育委員会と学校が連携し、これからも部活動が継続的に充実し、羽村市の実情に合わせた持続可能な活動となることを目指すものである。

そのような中、これからの部活動の検討課題としては、競技力の向上以外に、友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活の設置や、単一の学校で特定の部活を設けることができない場合に、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同での取組みを検討する必要がある。

また、地域の団体との連携や保護者の理解と協力、民間事業者の活用等、学校と地域がともに子どもを育てるという観点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備の充実についても調査・研究を行う必要がある。

さらには、参加する大会・試合の全体像を把握し、関係機関との連携を図り、生徒や顧問の負担が過度とまらないことを考慮して、参加する大会等を精査する必要もある。

これらのことを踏まえ、羽村市の実情に合わせた持続可能な部活動となることを目指し、中学校校長との情報共有を図りながら、部活動指導員の積極的な活用なども視野に、より良い方策を研究し、実行していく。